

2022.4.4 更新

「中小企業販路開拓緊急支援事業費補助金」Q&A

標記補助金について、質問が予想される項目をまとめましたので、参考として下さい、判断に迷われる場合は、個別にメールにてご質問願います。

Q 1

中小企業2、3社で申請したいが、申請前に「実行委員会」としての指定が要るか。

A 1

連携体は、製造業に属する中小企業者（商工会及び商工会議所による小規模企業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者を除く）が1社以上含まれる必要がある。特別な申請等は不要であるが、連携体としての主体性（代表者、独立した会計などを明確化）を整えていただく必要があり、申請書の指定様式に構成メンバーを記載いただき、チェックリストに記載のある書類を添付いただきたい。
※交付申請者名義で、補助金専用の別口座（専用の通帳）を設ける必要がありますので、ご注意ください。また、県への債権者登録を行っていない場合には『口座振替依頼書兼債権者登録票』を提出いただくことになります。

Q 2

地域で陶器まつりを計画している。対象となるか。

A 2

対象となるかどうかは事業内容による。陶器を販売するイベントは、基本的には対象事業となり得るが、詳細については個別に相談されたい。

Q 3

ECサイトでのフェアで多額の売上を得た場合、補助金の返納の可能性があるか。

A 3

お見込のとおり、返納の可能性はある。実績報告書時に、収益納付に係る報告書として、売上額及び収益額を報告いただき、判断させていただく。

Q 4

2月末までに事業完了する必要があるとのことだが、3月に展示会がある場合は補助対象事業に該当しないのか。

A 4

・実績報告は、完了日の30日経過まであるいは2月28日のいずれか早い日を原則とすることとなっており、2月28日までに、支払いを含めすべての事業を完了させる必要がある。

- ・ただし、3月中に展示会等がある場合、2月末までに完了した事業について実績報告を済ませたうえで、3月実施の事業について3月15日までにすべての事業を完了し、実績報告書を提出する事が可能ならば、補助対象事業として認められる場合がある。
- ・個別の判断となるので、申請の前に必ず相談されたい。

Q5

卸売りや小売りを専業とする業態は、補助対象となるか。

A5

卸売りや小売りのみの業態の場合は、補助対象とはならない。

ただし、自社製品の製造を委託して行っている事業者や、組合等で地場産業にかかる製造業が組合員として加入されている場合は、補助対象となり得る。

Q6

機械金属製造業は対象となるか。

A6

今回の補助対象となり得るかどうかは、実施される事業の内容によるため、個別にご相談願いたい。

Q7

新型コロナウイルスの影響でイベントを中止した場合、あるいは出展しようとしていた見本市が中止となった場合、支払済みの広告宣伝費や、会場のキャンセル分等は補助対象となるか。

A7

行政からの要請に基づく中止、主催者の判断による中止など、自己の判断によるものでない中止の場合、内容や時期等を審査のうえ、真にやむを得ないと認められる経費に対しては補助金の対象となる可能性があるのでご相談願いたい。

Q8

任意の組合も対象事業者となるか。

A8

任意の組合であっても、構成団体が製造業に属する中小企業であれば、連携体と位置付けることが可能である。

※交付申請者名義で、補助金専用の別口座（専用の通帳）を設ける必要がありますので、ご注意ください。また、県への債権者登録を行っていない場合には『口座振替依頼書兼債権者登録票』を提出いただくことになります。

Q9（関連質疑：QA16）

自社ECサイトでのフェアについて、広告宣伝費とは新聞広告だけでなく、SNSを通じたネット上の広告も対象となるか。

A9

対象となる。ただし事業検討にあたっては、事業全体の内容が広告宣伝に偏らないよう効果的な内容とされたい。

Q10

ECサイトでのフェアの開催とは、どのようなものか。

A10

自社及び自団体サイト内で、期間を指定し、イベント名を明確に示して開催するもの。

Q11

ECサイトでのフェアの開催は、海外向けも対象か。

A11

本事業では対象外である。

Q12

ECサイトの構築・改修とはどのような内容か。

A12

ECサイト上でのフェアを開催するため新たに自社、自団体 ECサイトを立ち上げる場合や、ECサイトをより効果的に販売するための改修費等が対象経費となる。

ただし、前年度以前に国または県の補助を受けて ECサイトを構築または改修した場合は補助対象とはならない。

また、構築した場合の ECサイトはフェアの終了後も継続利用可能であるが、構築・改修する場合のいずれも、フェアを開催することが前提となることに留意されたい。

Q13

地場産業の範囲とは。

A13

要綱第2条（5）地場産業 を参照願いたい。

個別事例が地場産業に該当するかについては、個別に判断する。

Q14

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中、イベントの実施自体が難しくなっているが、補助金申請にあたり新型コロナウイルス対策の実施基準はあるのか。

A14

国・業界団体・県より行動指針を出しているのでご参照いただきたい。

■内閣官房 HP <https://corona.go.jp/prevention/>

■県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/gifu-kinkyu-sochi.html>

Q15

出展する見本市等が新型コロナウイルスの影響で中止となった場合、取下げ手続きや変更申請を提出するのか。

A15

交付申請書を提出いただいた後、交付決定前に中止が決まった場合は、任意様式の取り下げ書を提出いただく。

交付決定後は、補助要綱様式にある事業中止（廃止）申請書をご提出いただきたい。

Q16

設定目標が達成できなかった場合、補助金を返還しなければならないのか。

A16

本制度では、目標未達成を理由に補助金返還を求めるとはしない。ただし、県補助金交付規則や要綱等において、補助金の交付目的に沿った誠実な補助事業の遂行等が求められており、ご留意いただきたい。詳細は「募集案内 7 その他」参照。

Q17（関連質疑：QA9、QA2-1）

インターネット広告の広告宣伝費について、補助対象外となる種類はあるか。

A17

売上高や販売数量等に応じて課金される性質のものや、ウェブサイトのSEO対策等、作業の内容が不明確なものは補助対象外となる。以下のようなものを想定している。

＜対象となる事例＞バナー広告、リスティング広告、SNS広告を活用

Q18

補助金を活用した先進的な事例を知りたい。

A18

以下、事業検討のご参考としていただきたい。

先進事例

○フェア開催

- 同一のフェアを、県内会場及びECサイト上で開催

県内会場：感染症対策を行い、メイン会場と組合員店舗でフェアを実施

ECサイト：申請団体のECサイトを構築し、購入商品の送料無料キャンペーンを実施
広告宣伝として、オンライン広告（リスティング広告）を活用

○感染症対策

- フェア会場で感染症対策を実施

主な事例：消耗品（消毒液、検温器、飛散防止ビニールシート）を購入

先進事例

○出展・開催

- オンライン展示会へブース出展

○自社 EC サイトでのフェア開催

- ・広告宣伝として、オンライン広告（リストティング広告）を活用

○開発・改良

- ・抗ウイルス性の商品開発を企画し、製造・加工の一部を外注、性能試験を委託
- ・巣ごもり需要に対応した商品開発を企画し、製造・加工の一部を外注

○担い手育成

- ・組合員を対象に外部講師による販売促進研修会を開催

Q19

交付決定前に事業を実施する場合には、補助対象とならないのか。

A19

原則は交付決定後の事業実施となる。ただし、募集開始日（当初募集：4月4日）以降で交付決定日前に事業を開始した場合でも、事業の性格上やむを得ない理由があると認めた場合にのみ例外的に認めることがある。申請書の提出に併せて事前着手理由書を提出いただきたい。

※申請内容を審査した結果により採択されない場合があるので留意されたい。

Q20

既に事業を全て完了しているが、申請することは可能か。

A20

事業を完了している場合は、申請不可。

Q21

企業組合・協業組合は対象になるか。

A21

対象となりうる。詳細は個別に判断する。

Q22（関連質疑：QA16）

Web 上で販売フェアを開催したいと考えている。EC サイトの構築等は市町村等の補助金で行う。県の補助金では開催時の広告宣伝費に特化して申請したいが可能か。

A22

広告宣伝費は対象経費であり申請は可能。ただし、事業検討にあたっては、事業全体の内容が広告宣伝に偏らないよう効果的な内容とされたい。

Q23

同一のイベントに市からの補助金を充てることは可能か。

A23

可能であるが、対象経費が重複しないよう、県の補助金以外の部分に市町村の補助金を充當するといった整理が必要なため、個別にご相談されたい。

Q24

補助対象経費に、EC サイトでのフェア開催時の「販売物品の送料」とあるが、販売フェアで購入者に対し送料無料にすることは可能か。

A24

購入した商品の送料分に対してのみ補助対象となる。

Q25

EC サイトでフェアを実施する場合、出荷スタッフ等のマスクを購入することはできるか。

A25

対象外。感染症対策事業の消耗品費は、現実に県内で実施するフェアのみを想定している。

Q26

同一団体で複数回申請することは可能か。

A26

基本的に一団体一申請に限る。

Q27

自社ウェブサイトを50万円（税抜き）以上で作成（又は改修）する場合、当該ウェブサイトは処分制限財産に該当するか。

A27

該当する。

補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）』の定めに従い、通常は取得日から5年間、処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限される。

なお、補助金の交付を受けた補助事業の目的を遂行するために必要なホームページの改良や機能強化は、「処分」には該当しない。詳細は「募集案内 7 その他」参照。

Q28

中小企業の国内見本市出展は対象になるのか。

A28

お見込のとおり、対象となる。

Q29

商品開発を行い、当該商品にて見本市出展する場合、商品改良・開発と見本市出展の両方で申請することは可能か。可能である場合、上限額は変わるのか。

A29

可能。見本市出展と商品開発・改良の上限額は別枠であるため、それぞれの上限額が適用される。

Q30

コンサルタント料は委託料として対象経費となるか。月額3万円で、運営内容、商品の見せ方等を依頼している。

A30

商品開発・改良は委託料（コンサルタント料）として計上可能。他の事業は、コンサルタントの内容により判断するので、個別に相談願いたい。

Q31

新商品開発も対象となるのか。

A31

お見込のとおり、対象となる。

Q32

複数の商品開発を実施する場合、申請可能か。

A32

複数の商品開発を申請することが可能。ただし、補助上限額に留意願いたい。

Q33

商品開発を実施する予定だが、金型試作に要した費用は対象となるか。

A33

商品開発に必須の試作費用であれば対象となり得る。ただし後の生産に移行しないことが前提となる。詳細は個別に判断する。

Q34

商品開発・改良事業と、見本市等の事業を併せて申請することは可能か。

A34

可能である。

Q35

新たに出展する見本市ではなく、毎年出展している見本市に今年度も出展する場合も対象となるか。

A35

対象となる。ただし、出展による効果を見極めていただくことが前提。

Q36

国内・海外の見本市がオンライン見本市等となった場合も出展も対象になるか。

A36

対象となり得る。

(以上)